

まちづくりに関連する専門家を派遣します！

# まちなかにぎわい創出 専門家派遣事業

このような場合に御活用いただけます（一例です）。

新規創業者を呼び込み活気ある商店街にするためのアドバイスが欲しい！

空き店舗を使って魅力ある店舗を呼び込みたい！

まちなかの回遊性を高めるための勉強会を開催しその後の取組につなげたい！

遊休不動産を活用するためのアイディアが欲しい！

空き家をゲストハウスにするために先輩創業者のアドバイスが欲しい！

まちなかの賑わいづくりのセミナーを開きたい！

## 事業内容

地域で団体や個人等が連携し、まちづくりの課題解決・まちなかの賑わい創出や地域活性化を目指す取組を支援するため、まちづくりに関する専門家を派遣します。

（専門家の謝金と旅費について、県が負担します。※会場料等その他の費用は申請者負担）

## 派遣対象

- 商工団体
- まちづくりに関する課題の解決に取り組む法人・団体・個人等
- 県内市町村

※派遣回数は1回のみでも可。原則1テーマ3回まで（別テーマであれば4回以上可能）

詳しくは、URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/> (県商業まちづくり課ホームページ)

専門家派遣を御希望の方は下記にお問合せください。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎12階）

TEL : 024-521-7299 FAX : 024-521-8886

E-mail : shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

福島県商工労働部商業まちづくり課

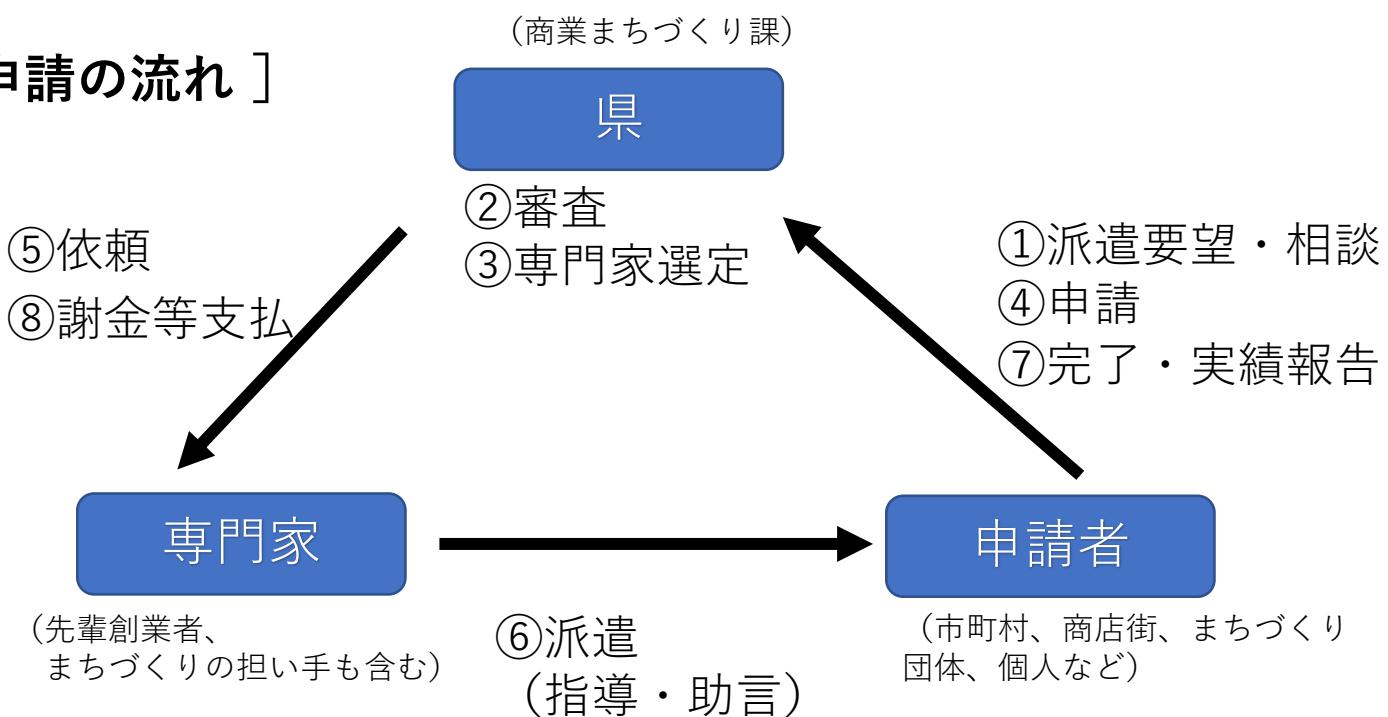
## 問合せ先

平成26年度から令和6年度まで、のべ139回専門家を派遣。

### 【これまでの活用事例（一部）】

- ・遊休不動産のリノベーションにあたり、情報発信・施設運営・収支シミュレーション等に関する助言
- ・エリアの価値向上を目指すコンセプトづくり
- ・経営改善・売上向上のためのデザイン等アドバイス
- ・交流・情報発信拠点の整備にあたり全体コンセプトの助言など

## [申請の流れ]



- 1 事前相談・・・相談シートに必要事項を記入し、電子メール又は郵送で提出。  
詳細確認のため当課より改めて連絡差し上げます。  
派遣までに通常2ヶ月程度かかりますので、余裕をもって御相談ください。
- 2 審査・・・当事業の趣旨にあった内容かどうか審査します。
- 3 専門家選定・・・申請者又は当課で推薦し決定  
※ 申請者の希望がある場合、その旨お知らせください。  
(派遣までの期間が短縮されます。)
- 4 派遣申請・・・派遣申請書を県へ提出
- 5 派遣依頼・・・県から講師へ派遣の要請をします。
- 6 専門家派遣
- 7 実績報告・・・派遣終了後、事業完了と実績報告書を提出していただきます。

専門家派遣の概要については、派遣完了後に県HPへの掲載を予定しています。

※本事業については、予算がなくなり次第終了します。詳細は県HPでご確認ください。